

建築物に係る環境への負荷の低減、自然エネルギー設備の導入及び未利用エネルギーの活用を検討するために必要な事項に関する指針

平成 25 年 8 月 30 日
長野県環境部温暖化対策課

第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第20条から第23条までの規定による建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能（以下「環境エネルギー性能」という。）の評価及び環境への負荷の低減を図るための措置の検討、自然エネルギー設備の導入の検討、有効利用可能エネルギー（以下「未利用エネルギー」という。）の活用の検討、届出及び表示に関する事項について定めるものである。

なお、この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第2 環境エネルギー性能の評価及び環境負荷低減の措置の検討

規則第12条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 規則第12条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置、当該建築物の一次エネルギー消費量又は温室効果ガスの排出量、当該建築物に設置する建築設備の耐久性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する措置、費用等を勘案した環境エネルギー性能の選択に資する情報とする。
- 2 条例第23条に規定する当該建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者その他のその事業活動を通じてこれらの規定による検討につき協力を行うことができる者（以下「設計者等」という。）は、建築物の新築をしようとする者（以下「建築主」という。）の依頼に基づき、環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標（以下「環境エネルギー性能評価指標」という。）により当該環境エネルギー性能を算定するものとし、この算定結果に基づき前項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 3 建築主は前項の説明に基づき、当該建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置について検討するものとする。

第3 自然エネルギー設備の導入の検討

規則第13条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 条例第21条第1項の規定により、新築しようとする建築物への導入について検討しなければならない自然エネルギー設備は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 太陽光発電設備
 - (2) バイオマス発電設備
 - (3) 太陽熱利用設備
 - (4) バイオマス熱利用設備
 - (5) 地中（地下）熱利用設備
 - (6) 前3号に掲げる熱利用設備以外の熱利用設備
- 2 規則第13条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物へ導入が可能な自然エネルギー設備の種別、性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する措置、費用等を勘案した当該設備の選択に資する情報とする。

- 3 設計者等は建築主の依頼に基づき、当該建設地の気候、地勢、供給されているエネルギー種その他の環境を考慮して、当該自然エネルギー設備の導入による当該建築物に設置する建築設備の一次エネルギー消費量若しくは温室効果ガス排出量の削減量又は当該建築物に設置が可能な自然エネルギー設備のエネルギー生産量を算定するものとし、この算定結果に基づき前項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定による自然エネルギー設備の導入に関する説明においては、可能な限り熱利用設備の可能性を優先して情報提供を行うものとする。
- 5 建築主は前2項の規定による説明に基づき、当該建築物に係るライフサイクルコストを考慮した自然エネルギー設備の導入を検討するものとする。

第4 未利用エネルギーの活用の検討

規則第14条第1項に規定する必要な情報及び知事が別に定める方法について定めるものとする。

- 1 未利用エネルギーは、当該建築物及びその敷地内で発生する排熱、温度差エネルギーその他の未利用で利用可能なエネルギーとする。
- 2 規則第14条第1項に規定する必要な情報とは、当該建築物又はその周囲の区域で活用が可能な未利用エネルギー設備の種別、性能及び維持保全に関する事項その他環境負荷低減に資する措置、費用等を勘案した当該設備の選択又は未利用エネルギーの活用に資する情報とする。
- 3 設計者等は条例第22条第1項に規定する建築物の新築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）の依頼に基づき、当該建設地の気候、地勢、供給されているエネルギー種その他の環境を考慮して、当該建築物又はその周囲の区域で活用が可能な未利用エネルギーの有効利用に資する量又は温室効果ガスの削減量を算定するものとし、この算定結果に基づき前項に規定する必要な情報を当該設計が完了するまでに説明するよう努めるものとする。
- 4 特定建築主は前項の説明に基づき、当該建築物又はその周囲の区域に係るエネルギーの利用の効率性能を考慮した未利用エネルギーの活用を検討するものとする。

第5 環境エネルギー性能評価指標の指定等

第2第2項に規定する環境エネルギー性能評価指標及びその指定方法等を定めるものとする。

- 1 知事は次の各号のいずれにも該当するものと認める場合、環境エネルギー性能評価指標として指定できるものとする。
 - (1) 建築物の一次エネルギー消費量又はライフサイクルを考慮した温室効果ガスの排出量を客観的な指数等に基づき総合的に評価できる指標であること。
 - (2) エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等の判断基準又は温室効果ガスの排出量との比較ができ、その性能を公衆に明確に示すことができること。
 - (3) 評価に係る算定方法等が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項の規定に基づく、エネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合し、又はその判断の基準に対応できるものと認められること。

- 2 設計者等は、指定された環境エネルギー性能評価指標のうち1種以上について、活用できるよう努めなければならない。

第6 検討に関する書類の交付、保管、保存等の措置

第2から第4までの規定による検討に関する書類の交付、保管、保存等について定めるものとする。

- 1 設計者等は当該設計が完了したときは、速やかに当該検討に関する設計図書及び環境エネルギー性能評価指標による評価結果表（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）（以下「設計図書等」という。）を建築主に交付するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定により設計図書等の交付を受けた者は、当該設計図書等を保管するものとする。
- 3 前2項に規定より設計図書等の交付をした者は、当該設計図書等を作成した日から5年間保存するよう努めるものとする。

第7 届出書の作成等

条例第20条、第21条及び第22条の規定による届出について定めるものとする。

1 届出書の作成

- (1) 条例第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定による届出は、建築物環境エネルギー性能計画届出書（様式第1号）により行うものとする。
- (2) 建築物環境エネルギー性能計画届出書には、第5第1項の規定により指定した環境エネルギー性能評価指標による評価結果の写し、当該建築物等に設置する建築設備、自然エネルギー設備、未利用エネルギー設備等の概要を体系的に記載した資料を添付するものとする。

2 変更届出書の作成

- (1) 条例第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による変更の届出は、建築物環境エネルギー性能計画変更届出書（様式第2号）により行うものとする。
- (2) 建築物環境エネルギー性能計画変更届出書には、前項第2号の規定により添付した書類のうち変更となった内容を記載した資料を添付するものとする。

3 中止届の作成

条例第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による中止の届出は、建築物環境エネルギー性能計画変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

第8 環境エネルギー性能、自然エネルギー設備導入状況及び未利用エネルギー活用状況表示

条例第20条第5項、第21条第5項及び第22条第5項の規定による表示に関する事項について定めるものとする。

1 環境エネルギー性能の表示

条例第20条第5項の規定による表示は、環境エネルギー性能評価指標による評価結果表の掲出により行うものとする。ただし、当該評価結果表の掲出によることが困難である場合には、次の各号に定める事項について表示することをもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 建築物の名称

- (2) 設計環境エネルギー性能
 - (3) 基準環境エネルギー性能
 - (4) 使用した環境エネルギー性能評価指標
- 2 自然エネルギー設備導入状況の表示
- 条例第 21 条第 5 項による表示は、次の各号に定める事項について行うものとする。
- (1) 建築物の名称
 - (2) 設置した自然エネルギー設備の種別
 - (3) 設置した自然エネルギー設備の性能
- 3 未利用エネルギー活用状況の表示
- 条例第 21 条第 5 項の規定による表示は、次の各号に定める事項について行うものとする。
- (1) 建築物の名称
 - (2) 活用した未利用エネルギーの種別
 - (3) 未利用エネルギーの活用の効果
- 4 前 3 項の規定による表示は、一体の様式により行うことを妨げないものとする。
- 5 前各項の規定による表示は、当該建築物及びその敷地内において、これらを利用する者から見やすいたところに 1 箇所以上表示するものとし、表示を構成する文字、記号等は鮮明であり、かつ容易に識別できるものとする。

(様式第1号) (A4)

建築物環境エネルギー性能計画届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第2項、第21条第2項(及び第22条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建築主の氏名又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名		
建築主の住所又は主たる事務所の所在地		
設計者等	氏名	
	勤務先	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
建築物の名称		
建築物の所在地		
建築物の概要	用途	
	構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他()
	階数	地上 階 地下 階
	床面積の合計	(届出部分) m ² (合計) m ²
工事の着手予定年月日		年 月 日
工事の完了予定年月日		年 月 日
計画した建築物の環境エネルギー性能等		
	基準性能	
環境エネルギー性能評価指標の名称		
	建築物の外壁、窓等の熱の損失の防止に関する事項	

計画において環境エネルギー性能に配慮した事項	建築設備の効率性に関する事項	
	その他環境性能に関する事項	
自然エネルギー設備の導入可能性の検討内容		
自然エネルギー設備導入の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
導入した自然エネルギー設備の内容	種別	
	出力・容量等	
自然エネルギー設備を導入しない理由		
未利用エネルギーの活用の検討内容		
未利用エネルギー活用の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
導入した未利用エネルギー設備又は活用方法の概要		
未利用エネルギーを活用しない理由		

- (添付書類) 1 環境エネルギー性能評価指標による評価結果表の写し
2 エネルギーの合理的な使用の促進に関する法律第75条第1項前段の規定による届出における様式第一号の写し
3 導入した自然エネルギー・未利用エネルギー設備の概要

- (備考) 1 のある欄には、該当する内に \checkmark 印を付してください。
2 「建築物の概要」の「構造」欄で「その他」に \checkmark 印を付した場合は、()内に具体的内容を記入してください。
3 「自然エネルギーの導入の有無」欄で「有」に \checkmark 印を付した場合は、「導入した自然エネルギー設備の内容」欄に具体的内容を記入してください。また、「自然エネルギー設備を導入しない理由」欄は空欄としてください。
4 「自然エネルギーの導入の有無」欄で「無」に \checkmark 印を付した場合は、「自然エネルギー設備を導入しない理由」欄に具体的内容を記入してください。また、「導入した自然エネルギー設備の内容」欄は空欄としてください。
5 複数の自然エネルギー設備を導入した場合は、「導入した自然エネルギー設備の内容」欄を適宜追加して、全ての自然エネルギー設備について記入してください。
6 「未利用エネルギーの活用の有無」欄で「有」に \checkmark 印を付した場合は、「導入した未利用エネルギー設備又は活用方法の概要」欄に具体的内容を記入してください。また、「未利用エネルギーを活用しない理由」欄は空欄としてください。
7 「未利用エネルギーの活用の有無」欄で「無」に \checkmark 印を付した場合は、「未利用エネルギーを活用しない理由」欄に具体的内容を記入してください。また、「導入した未利用エネルギー設備又は活用方法の概要」欄は空欄としてください。

(様式第2号) (A4)

建築物環境エネルギー性能計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項(及び第22条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建築主の氏名又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名			
建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
設計者等	氏名		
	勤務先		
	所在地		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
建築物の名称			
建築物の所在地			
工事の着手予定年月日		年	月 日
工事の完了予定年月日		年	月 日
直前の届出書	提出年月日	年	月 日
	受付番号		
変更内容		変更前	変更後
	環境エネルギー性能の検討内容		
	自然エネルギー設備の導入可能性の検討内容		
	未利用エネルギーの活用の検討内容		

変更理由	
変更予定年月日	年 月 日

- (添付書類) 1 環境エネルギー性能評価指標による評価結果表の写し
2 エネルギーの合理的な使用の促進に関する法律第75条第1項後段の規定による届出における様式第二号の写し
3 導入した自然エネルギー・未利用エネルギー設備の概要
- (備考) 1 添付書類は、当該変更に係る部分について提出してください。

(様式第3号) (A4)

建築物環境エネルギー性能計画中止届

年 月 日

長野県知事 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県地球温暖化対策条例第20条第3項、第21条第3項（及び第22条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建築主の氏名又は法人にあつては、名称及び代表者の氏名		
建築主の住所又は主たる事務所の所在地		
設計者等	氏名	
	勤務先	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
建築物の名称		
建築物の所在地		
直前の届出書	提出年月日	年 月 日
	受付番号	
中止年月日		年 月 日